

一般名処方加算・後発医薬品使用体制加算に関する事項

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の商品名ではなく、有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

これにより、供給不足の医薬品であっても有効成分が同じ複数の医薬品から選択できるため、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。

令和6年10月より、医療上の必要性があると認められず患者様のご希望で長期収載品を処方した場合は、選定療養費として、後発医薬品との差額の一部が自己負担となりました。満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

ご不明な点がございましたら主治医又は薬剤師にお尋ねください。

2025年6月